

大谷學報 第十四卷 第三號

明治初年に於ける東西本願寺の立場と

護法の爲の動き

七、大麻と守札

徳重淺吉

そもそも神祇官宣教使時代は論じし、教育部省大教院時代になつても、政府の宗教政策は復古神道を以て國教とし國民思想を統一することを目的としてゐたので（宣教使時代を見るとには大教の旨要・宣教使心得を尤も参考すべきものとす）、佛教の立場は甚だみじめなものであつた。大教院規則第一條には「本院ハ教育部省ノ令ヲ奉シ三條ノ旨趣ヲ體認シ諸教導職ノ材識ヲ長育スル所ナリ」云々とあり、第二條には「教院ハ特ニ敬神ノ實ヲ表シ衆庶ノ標準トナラサル可ラズ、故ニ清淨ノ地ヲ擇ビ天之御中主大神・高皇產靈大神・神皇產靈大神・皇祖天照大御神ヲ奉配シ以テ畏敬ノ禮ヲ盡ス事」と定め、第三條第四條に於て參院退出には盥漱して神殿並に皇上を拜禮すべきこと、教導職入院の時は先づ神殿にて誓言をたつべきことを決めた。拜禮誓言共に拜式祝詞誓があることは言ふまでもない。だから教導職の説教は、三條の御趣意を規矩とし之に悖らざる様戒心して各部各宗其の教義を説くことを許されて（五年諸宗管長の同に對する九月の教部省指令）あつたけれども、その所謂宗義講説の方法程度については幾多の疑義を生じ、官憲

明治初年に於ける東西本願寺の立場と護法の爲の動き

と僧侶との間に屢々問題を惹起したが、それは最も眞宗僧侶に多かつた。だから明治六年一月七日には

從前法談說法等之名目自今廢停シ總テ說教ト可相唱候事

但其管長中ヨリ許可無之者自儘ニ說教候儀ハ禁止可致候事

と令し、且つ僧侶公席にて三條を説き私席にて說法義法談を唱へて専ら宗意のみを解し三條に違背すべからず、說教場に於て堂塔營築等の名目を以て勸財すべからずとか、僧侶動もすれば舊習を沿習し從來の說法法談を唱へ無稽の説を主張し、現世を夢幻とし専ら未來の樂境を稱揚する等大に衆庶勸勵の妨となり人をして方向を誤り自然怠惰に流れしめ弊害少からずとか諭告した。新聞雑誌百二十二號（六年七月）には青森縣下の本僧寺僧初めは三條を説き、終には必ず念佛を唱へ御剃刀を戴かせるとて眞の妄僧なりと嘲笑してゐるが、來世などを説けば直ちに荒誕無稽とがめられたのである。これは官界のみでなく少し物の分つた者は皆そんな思想を抱いて居つたので、「方今未ダ廢寺ノ令下ラザレドモ自然浮屠ノ虚誕ヲ除キ文化ハ道ニ向フコソ亦可欣コトナラズヤ」（新聞雜誌第四回二號五年五月）といふのはその一例である。而して新聞雜誌はその證を埼玉縣管下足立埼玉兩郡の村々に於て神葬祭を獎勵し、東京府の如きは寺院にも「檀徒がその示談に及ばず聊差支なく取計ヘ」と達した（新聞第二號五義）。或は又六年七月には正院布告第二五三號を以て「火葬ノ儀自今禁止候」云々と令せられたり、乃至は七年

十一月十八日には教部大輔より僧侶にして神葬祭兼行を願出聞届置候向もあつたが、自今相成らぬと布達せることある如きも亦神道思想の盛行と、そが排佛的に働きかけたことを見るべき一瀾であらう。

氏子改めの制度といふのがあるがそれも同様の目を以て見ねばならぬ。先づ宣教使教代の三年六月十日民部省より氏子改假規則なるものを出し、「華族ヨリ士族卒庶人ニ至ルマデ其地ノ籍ニ編入ル者ハ都ヲ其產土神社へ名簿ヲ納メ神社ノ印證ヲ受所持可致事、生兒ハ都ヲ產土神社へ社參爲致名簿ヲ納メ產土神社ノ印證ヲ受可申事」と定めたが、四年七月四日には更に之を修補して大小神社氏子取調規則七ヶ條とした。乃ち此頃定められた戸籍法と連絡し戸長をして社參並びに守札を受けることの監督をなさしめた。假規則では產土神なる傳統的名辭にしたのをこれでは廣く神社なる法制的の名目にし、彼では單に印證としたのを守札と限定するなど、之は神社制度の改正に伴ひ神社崇拜を以て國民の義務とした意義を徹底させたと言ふべきである。教部省が出來僧侶も教導職に補せられたのは恰もこの際であるから、眞宗側に於ける神祇觀も變化し神宮の大麻或は神社の守札に對する教徒の考へも違つて來るのは已を得ない。然し「諸神本懷集」以來の傳統的解釋の手前爾く簡單には行かなかつたものと見え、東派にては五年四月法主より「守札について愚夫愚婦之輩が惑はぬ様にするには如何に教諭したがよいか」と講者中に諮問があつた。その時開華院(○法)瑞應院(○默)威力院(○義)が連署して答申したものが蜂屋良潤傳寫の「教部御趣意書」にあるが、大意を示すと次の如くである。

夫れ我が眞宗は僧徒といへども肉食妻帶にして倫常の道を正くするの王臣である。聖道門棄恩入無爲の僧に雷同してはならぬ。だから王法國本の宗軌を第一と定めてあるのであるが、門末の中には此の宗意を悟らないで、唯一向専修の宗義に泥み、氏神の守札を受けよとの朝旨に悖らんとする徒があつて、動もすれば善知識の御化導の障りともなる傾向があるのは甚だ遺憾である。夫れ蓮如上人の御文には、當流の綻を守ると云ふは我が流に傳ふる處の義を内心に深くたくはへて、外相にその色を現はさぬをよく物に心得たる人とは云ふなりといふ詞があり、存覺上人六要鈔にも同趣の文がある。然るに舊弊因習の久しき、今日の僧侶中には時運の轉變を知らずして方向を誤るものが多い。今日新時代の御政體を體認せず、裏に匿すべき一向専念の義を表にし、王法爲本の義を裏にすれば、忽ちに一向宗の謗名に陥り、御一宗の災害を引き起さんも計り難いのである。人々は佛法者は正直こそよけれといひ、特に三河の人はさう主張するけれども、一體儒教でも佛教でも實事たりとも道に叶はざれば不直とし、非實たりとも道に叶へば正直とする。所謂方便の實といふものであつて、その例は論語に孔子が葉公の間に答へらるゝ條や、慕歸繪詞の覺如上人と慈信房との接渉にもある。況や今度の守札は官の御沙汰として分賦せられるのであるから、是に背て請けぬと云つては、却て覺如上人の尊慮にも背くことである云々。

この答申が採用された結果であらう。六月になつて「皇太神宮大麻並守札之事」といふ指令が出て

ある。可成り長いものであるからごく大意を見んに、真宗には安心門と規則門とある。安心門とは當來の得證彌陀の本願に依託して疑はざる信因なり、規則門とは王法を以て本とし五倫の人道を堅く守るの謂にして、もと大經に出づ。今朝廷より仰出さるゝ御掲は王法なれば、各府縣に掲示し給ふ三條の教則は固より然り、皇太神宮の大麻を與へ守札を授くるも亦朝命に基く所なれば是れ即ち王法なる故に違背することを許されぬ。抑一宗に於て雜行雜修と稱するものは、淨土の行に非るものに向して往生の行とすること(行雜)、及びたとひ淨土の行にても之を修して祈福攘災の爲にする(雜修)のを云ふのである。真宗已に王法爲本を規則とすれば、その王法に準じて大麻守札を受くることは毫も宗意に違せず、但し其の意趣たるやたら神恩の深遠なるを感戴して専ら敬重を旨とすべし、然らば神民にして神明を敬す、何ぞ雜行ならん、畏敬を盡して而も現世の祈福を事とせず、豈雜修といはんや。神明は皇國の祖先なり、誰か是を敬せざるべけんや、然らば朝廷命あつて大麻を與へ守札を投げ給はゞ謹で遵守せんばあるべからず。之に反し時運の轉變を知らず政體の沿革を辯せず、舊習に泥みて固陋に柱せば、世に準してしると言ふべからず、若し夫れ憲章に違反し罪を國家に獲ば何の地にしてか佛法を修せんや、吾門の徒弟須らく宗祖の教旨を體會し、方今の時變を洞察して、内には安心を蓄へ表には王法を守れとかういふのであつた。予はこの指令の内容について彼此云爲し、それが真宗の教義或は信仰上如何に批判せらるべきものなるかなどゝ上下する意思は毛頭なく、

又その仁でもない。たゞ歴史家としてこれを紹介し、且つこの頃は敍説し來りたる如き時代であり、教育部省の設置も

今般教育部省御設ケニ相成、佛教ヲ四海萬國ニモ御弘通被爲遊段難有事也。實ニ昨日迄ハ予モ朝旨ノ在ル處ヲ知ラス排佛ハ無之トノ御沙汰有之トイヘトモ、如何ナル思召モアラセラルヘキヤト深ク痛心イタシ、今日ニ至リテハ朝旨ノアル處モ永解致シ佛法弘通ノ時節到來イタシタ事ト實ニ難有存スル云々（壬申五月六日御法諭現如上人）。

といふ風に一派に於て（否佛教全體に於て）受取られて居つたことを告げることに忠實でありたいと思ふ。

八、神佛一體說

以上五・六・七の三節に亘つて國學・神道系統の神武復古思想が佛教界特に真宗の存在教勢精神等に及した影響を觀て來たが、此れは更に兩者の存立交渉としての神佛關係觀にまで討ね到らねば十分でないかと思ふ。仍て本節では維新の變革による本地垂迹説の變形といふやうなことを述べて見たい。

言ふまでもなく從來の佛教では眞言系統の兩部習合説なると天台系の本地垂迹説なるとを問はず、佛は天竺所出の無上覺者であるが、その法身としての佛は應化自在なるが故に東方邊土の我國にも

迹を垂れ神明として出現ましましたといふ根本思想に於ては甲乙なきものであつた。之は元年春の神佛分離令に對する反対意見として政府に提出せられたる嘆願書類の明證する所である。だから天照大神はよくて大日如來と同體であると説くのであり、大方はその本地を設定して或は阿彌陀如來或は十一面觀音にするのであり、從つてそれ等から來て伊勢内宮の奥の院は朝熊山だの、熊野だのといひ、甚しきは大神は玄虎禪師に戒を授かり給ひしとし戒名も高麟淨永大禪定門とあつて現に阿濃津城下のさる寺に安置し、三十三年毎に尊牌の開帳を行つて諸人に拜ましめる有様であつた。まことに本居平田諸大人などの懸命な研究宣傳にかゝはらず佛教界の此の神佛觀は微動だもさることが出來なかつたわけである。

然しその思想的堅壘が一朝にして搖がされる時が來た。水戸學派や古道家の主張が政治運動に結びついて所謂王政復舊と排儒佛思想とは相即不離なものであるかの如き關係を取つて遂行せられた維新こそ、即ちその時であり彼の神佛判然の布達はその第一撃である。此頃板行されたと思はるゝ宣傳物に「隨時新談」なる小冊子があるが、それは篤信な一佛教徒が來て、「此度王政復古神武創業に則り諸事御一新、祭政一致の制度に回復せらるゝに付ては、先づ佛法御廢止の事に決定いたした由、自然寺院は殘らず潰れるだらうが、此義如何料簡し給ふや」と尋ねる形にして、さて住職が答へる處は「佛法は元來王命によつて此國に弘通せしめられ、久しく世俗を導き民生を救ふて來た。

然るに今又勅命で御廢止になり寺がつぶれるとならば、それも時勢の變、屑く王命に従ひ還俗するまでゝある。信者も亦先祖が代々王命によつて佛法を信仰相續した心持と同じく、今度は王命によつて信仰をやめなば、更に恨ない筈である。元來法は一切を含み究竟の深理に至つては神儒の區別なし、唯一神道亦一味法界の法相と了達すれば、これを拜むこと亦直ちに佛を拜むことになるではないか。然るを若し只少し見掛けが違ふからとて、此の究竟の深理に迷ひなば第一に一物に執することゝなつて佛意に背き第二に御上の御趣意にそむく、心得違あるべからず」といふ、まあこんなたぐひである。

此の所論は如何にも巧妙を極めた詭辯である。だからよく利用されただらうと思はれるが、それは自ら二つの方面からせられる。第一は神道家の言ひ分で勅命云々といふこと、その好例は明治二年に於ける竹生島辨財天社の神佛分離一件にある。即ち佛臭廢除を嚴命した大津縣廳の役人が、反對歎願に出頭した社僧への言ひ分は、「たとひ都久夫須麻神社の遺址は現在の辨財天社の外にあり、隨つて元來印度傳來の佛神なる現在の辨財天社を都久夫須麻神社に復原することは、却つて神佛を混淆させる惡政であるといふ汝の主張が正しいとしても、辨財尊天既に皇國內に安住するからは、政府に於て辨財天を皇國固有の神なりと認定せらるゝならば、當さにそれに従ふべきものである。それを彼是云はゞ朝敵と言はねばならぬ。去年坂本で山王社の佛像佛具を焼き捨てたことがあるが、

そんなことになるやも知れぬ。それをよくく思へ、たとひ白きものを黒いと仰出されても朝命に背くことは許されぬ。汝等さほどに佛を信仰せば天竺に歸化せよ」といふのであつた。こんな具合であれば僧侶の中に、柳下惠を學んで溪聲松韻みな法相と、融通無碍沒我自在の教理をとんだところに應用するものあるも怪しむに足らぬところであり、またそれはよい方である。

よい方といふのは、此の輩は猶佛教を正とし、その信仰を是として居り、已むを得ざる自己辯解の據り所として神佛同體説に止住したかに見えるからである。即ち是れ佛教を異國の邪道と觀て歸正を高言した諸大寺の還俗神官輩と同日に談じては可哀さうであらう。而もこの佛説異教觀は隨分僧界にも勢力があつたものではないか。有名な四年三月の三州大濱に於ける石川台嶺師等の殉教一件を調べた人は思ひ出すだらうか、あの騒動の原因には單に平田派の神道家たる小參事服部純があるのではない。服部はその系統よりしても本來の破佛家であるが、その配下には彼の意を迎へて直接人民に天拜日拜を巡回勸化した教諭使藤井説間・高木賢之があつたではないか。實に彼等は真宗寺院の住職であり萌黃色の茶の衣を着て說法してゐたのである。同様に富山藩の廢佛にしても儒學者たる大參事林多仲があるのみではない。「富山領ニテ塙原村宗善寺トカ申一向宗派ノ寺庵ニテ門徒八十軒斗リ、新發意僧運ト云坊主少々儒學スト云。此者昨年東京エ參リ還俗シテ（○原達造ト名乗ル）民部省ニ食シ候處、今年林多仲ト同道歸國、則閏月下旬權少屬ト相成申也。此人林多仲ト同ジク排

佛ノ魁タル者ト承申候。獅子蟲ノ甚布ト歎息」云々。これは當時の確實な記録に明記する所である。だから神佛同體觀が俄然として興起するのは當り前、明治元年西の司教針水が學林で講じたか法主に上つたしたものゝ中に神佛一體なる小論文ありて、その證を現世利益和讚諸神本懷集・御文章に求め、更に根據を本典所引の大經大集經等の文に探つてゐる如き、最も以て之をトする例となし得る。或は東では四年十月三日夜嗣講闡彰院空覺が害に遭ひしどきに懷中してゐた法主の建白書案にも

一我宗ニ崇ムル所ノ本尊ハ彌陀如來ト申テ乍恐 皇國天祖ノ尊ト同體異名ニシテ知惠ヨリ現レテ
ハ天ノ御中主尊ト稱シ奉リ、慈悲ヨリ現レテハ彌陀如來ト申候。

といふ一句がある。觀來れば諸神本懷集・破邪顯正鈔以來の神佛關係觀が鮮かに變更せられたことを見るであらう。即ち真宗は元來天台系統の教説にして神佛觀も本迹二門説に含まれる。これが茲では明かに真言系統の習合説に轉化してゐるのである。

とは言へ真言の習合觀でも事實は佛本神迹の形に於て領解されてゐた。だから今度は事新しく神佛同裕説を高調することになる。その例を見んに明治三年二月高野山なる釋雲照律師は京都なる神祇官支廳に招喚せられたが（行つて見ば攝州川邊郡西長谷村普光）、席上四名の官員（（と、これは宣教使の官員なりしる）からだしぬけに「本地垂迹といふ事は云何心得てゐるか」と訊問せられた。雲照の答を今、玉

峯法印の弟子藤田真龍師が後年筆録しておかれたものによつてうかがふ。

(心得違ふと大變なことに及ぶぞとおどされ、さあ)
その事を一トロに分る様に云へと督責せられて、
りまして、其の四句分別と云ふは種々な方面で申す義文を扱ふ釋目であります、今は本地垂迹
の論であります。其の四句には

- 一に神を本地とし佛を垂迹とする段
- 二に佛を本地とし神を垂迹とする段
- 三に佛に本地あり垂迹ありとする段
- 四に神に本地あり垂迹ありとする段

であります。第一に其の神を本地とし佛を垂迹とは、それは空々漠々たる中へ天地始めの時高天原に生りませるものだから御本地でなければなりませぬ。釋迦は僅かに二千數百年の佛であります。本地の神の御意志から生れて、世の偏見を打破りて亂れたるを治め眞實の眞理を説いて化導した神だから佛と名のり、無色無形の法性智體より生れ來りた神といふことで自ら如來と名のり給ふた神のことであります。法性真如とは神のことであります。そこで釋迦のことを應身佛と云ひます。未開の人間に相應して言語も通じ話も出來る形として摩耶夫人の胎をかりて生れ給ひしもので、上法性智體の神に對して垂迹ではありませぬか。乃ここで神を本地として佛を垂迹

とするのであります。應身の神と申すのを翻譯者が其の方言に順ふて佛・佛と言ひました。第二に佛を本地とし神を垂迹とすると、佛とは色も無く形も無き真如を證りたる智慧を體とした佛で、これを法性法身の佛と云ひます。此の無色無形の智慧爲體の佛を本地として、其の本地の理想悲智より生れました有色有形の八百萬の神々を垂迹とします。

第三に佛に本地あり垂迹ありと云ふは、法性智體・無色無形・悲智圓滿の佛これが本地、それが社會人間に相應して、生れ出て、說法して、有に着して世間を樂觀したり、空に着して世間を悲觀する看有看空の兩極端に走りて迷ふ族に、非有非空の中道實相を說示して國豐民安をなせる佛を垂迹の佛とする。

第四に神に本地あり垂迹ありと云ふは、本地の神とは造化の三神、慈悲と智慧との神是れ即ち本地の神ですと云ふて暫く默然としてゐた。試驗者が其の垂迹の神とは、ハイ垂迹の神とは恐れながら畏くも皇統一系の今上陛下でありますと。試驗者は互に顔を見合せて在つた。

是の如く本地垂迹種々辯じます其中佛を本地とし神を垂迹とするの一種を以て道に聽て塗に説き世人は之を聞いて遂には寺を本地とし神社を垂迹とする様に誤る者があると云々（〔神佛分離資料所收〕增山願信氏報告）此の最後の一旬が意味の存する所である。ところがかくの如く雲照・玉峯兩大德が招喚試驗せられたのは、實は神祇官からでなく宣教使からであつたらしい。即ちこれ「五」に掲げた宣教使より僧

侶への推問十二ヶ條が行はれる最初の形態であつたに違ない。眞龍師の筆録にも當時神祇官より僧侶が呼ばれるることは被告が裁判所によばれるやうなものであつたとあるが、東派の學頭香山院龍溫師が此の十二ヶ條に付て明治四年三月講述した「宣教十二題聞記」には、すべてを宣教師(○師の字蓋
使の衍)の問題とし、喧嘩腰で答辯の趣意大要を徒弟に授けてゐる。尤も之は寫本であるが、淨土宗の養鷗徹定上人が同様の目的で著された「十二問答」は板行された(因に云、同書に北總逸士は原垣山和尙なるべし)。乃ち兩書の神佛本迹の條下を見るに十二問答には「夫本跡トハ本神本佛・垂化應跡・體用不二ノ妙旨ニシテ尊卑優劣ヲ以テ論スベキニ非ズ、晉ノ僧肇法師維摩經序曰、本跡雖異不思議一也ト。天台大師觀音玄義本跡ノ四句ヲ立ツ、是故ニ神ト云ハ唯神、佛トイフハ唯佛ニシテ神祇ヲ奴隸ニスル謂ニアラズ、若夫法身ヲ以テ本地ヲ言ハバ周徧法界豈啻皇國大八洲ヲ生ミ給フノミナランヤ、十方國土、山林河海モ我太神ノ本體ナラザル者ナシ、又報身ヲ以テ本地トセバ萬德圓滿、天地ノ盛德ヲ包含シ六合ノ衆美ヲ統攝ス、正大高明億萬闕ル者ナシ、豈啻皇國一洲ノ尊崇スルノミナランヤ、天地ノ覆載スル所含靈ノ生存スル所一切歸仰セザルハナシ、華嚴經所謂尊特神是ナリ。又應身ヲ以テ垂跡ヲ談ゼバ法報ノ本體ヨリ應機利物ノ跡用ヲ起ス、即チ天竺ノ釋迦丈六四八ノ身ヲ現シ說法五十年三毒ヲ去リ三德ヲ得セシム。名ケテ應跡ト云。支那ニ在テハ堯舜禹湯周公孔子ノ身ヲ生ジ治國安民修身齊家ノ法ヲ設ク。清淨法行經云、我遣三聖化彼震旦ト是ナリ。皇國ニ於テハ大御神ノ身ヲ示シ國ヲ造ルニ始リ人ヲ教ル

ニ終ル、三聖其彊ヲ殊ニスレドモ勸懲ノ道毫釐モ違フコトナシ。然則釋迦ハ即我太神ニシテ太神ハ即チ釋迦ト言モ差フベカラズ。均ク是聖境ニシテ凡類ト其機ヲ同フセズ、地ヲ替テ之ヲ論セバ彼此ノ別ナシ、何ゾ自他ノ尊卑アラン、是ヲ本迹ノ理ト云フ」云々と言ひ、宣教十二題聞記にも「先ヅ本迹ノ名ヲ立ル事強テ佛ヲ褒シ神ヲ輕シメタルニモ非ズ、又釋迦佛ヲ古トシ諸神ヲ新トスル義ニモ非ス、靈妙不思議利益カクナケレバ成ラヌ道理有ル事也」云々と言つて三身觀より神佛水波の辨を試みてゐる。以て當時の佛者が從來解せられてゐた神本佛迹一律の考方を訂正辯解するに汲々たりしことを見るに足るではないか。

然り而してその所以は實に「表向ハ朝命ヲ蒙リタル宣教使ノ尋ト云事ナレバ何處迄モ其道理ハ立ネバナラヌ」といふところにある。そして之は神祇官が神祇省となり教部省に變つても同様であつた。そのよき例として擧げんに大派の講師南條神興師は六年五月の講錄に、「何分佛ハ本地、神ハ垂迹ハト申スコトハ近來ノ朝旨ニ順スルトキハ絶テイハレザルコト也、此等ノ處ヲ篤ト佛者ハ心得ベキコトゾ」(教導大旨講義)と時代を物語つてゐる。尙同師は「本源一味の理體によれば神相佛形共に一如法海の波瀾にして縁に隨ひ機に應じて形を示現し給ふものなれば、二教は水火乖反するものにあらずして本迹相繫がる。然るにその本迹に神本佛迹の義あり、佛本神迹の義あり、吉田神道にては顯密の二義を分ちて顯には佛を本地とし、密には神を本地とせるが、此は聖德太子神職憲法第十(本紀大事

（成經の一品、）に佛の本神あり佛の垂神ありといふに當る。佛教より云へば神は垂迹なり、神道より云へば佛を垂迹とすべし。神佛元來一致故に、隨機應緣の自在に任せて何れを本とし何れを迹と斷ずるも皆得たり。然るに近年教導職への御告に僧侶の説教に神明を以て佛の末支と申すこと大に神體を汚し敬神の説定直ならずとあるは、敬神の意を強く押し立てん爲なれば、我々が自得研究の時は格別、世間に出て教法を施すときは、佛本神迹の義は朝旨に憚り辨立すべきに非ず」といふ説であるが、是ぞ大教院時代に於ける眞宗學匠の神佛觀を代表するものであり、廣く佛教界に推及してもよいものであらう。前節の太神宮大麻及び氏神守札に關する本山の教諭はまことにかかる空氣の上に理解せらるべきものと言はねばならぬ。

以上神佛關係觀の變化を見たが、然し學的に云へば要するにこれは天台流の本迹説までも眞言流の兩部説に合流したといふに過ぎない位のことで、古來よりあつた諸説の間の動搖徘徊に過ぎぬ。然るに神道者國學者の持せるそれは甚だ調子高き内外尊卑の心情に關繫し、佛法は異國戎狄の邪道、諸佛諸菩薩は蕃神なり、皇國は神國なれば人民も皆神孫に非るなし。されば神明を崇尊すべき筈なるに、中頃傳教弘法など云へる小賢しき僧侶の出でて本地垂迹といへる妄説を主張し、神祇として佛菩薩の奴隸の如く輕蔑これより甚しきはなきに、剩へ庇を借りて母屋を奪ひ、民人をして國本を忘れ遠祖を無みするに至らしめた。不義無禮これより大なるはなしといふ風のものである。これで

は神佛同體説などを容れる餘情はてんでない。だからこれ以後神佛關係の見解は對立のまゝに殘り屢々論証を招くに至るのである。

九、僧分教誠・舊習一洗

凡そ革命と宗教との關係は破壊か肅正か。兎に角在來の教會制度は苛められる。そしてその理由は常に教會は前代の支持者であり、不合理の教説儀式を以て市民を迷はし國益にならぬといふ點にある。露西亞革命の如き無神論を主張する者に率ゐらるゝそれは論なし、最近の支那でも打倒迷信の叫びと結び付いて、河南省を始め諸所に寺產沒取の暴舉が行はれたことは人の知る所である。がその最も標本的なるものは矢張り佛蘭西大革命に見得る。即ちこの革命は政治上に於ける王權・社會上經濟上に於ける貴族制度と結合してゐた羅馬正教の世俗的構成・教義的組織に對する反逆的運動として發現した。否とよ、この革命をよび起した革新文學なるものが既にラシヨナリズムの上に立ち理學盛行の社會に歡迎せられたのであつて、スコラ哲學の傳統を金科玉條とする當年の教會とは全く違つた精神の上に立つ。だから革命の進行、王權の萎縮と共に教會は迫害せられ僧正領の沒收、僧侶の淘汰さては教會の燒討僧侶の逮捕禁獄流刑が行はれ、法皇の死刑まで主張するものあるに至る。正に一八九二年九月二十一日を以て共和元年一月一日とした頃より恐嚇政治の終りし一八九四年に至る間のこと、而して此間に所謂道理の崇拜なる新宗教の製造運動が行はれた。勿論革命

佛蘭西に適合すべき新しき宗教を理屈によつて泥縄式につくり、之を國民に強制禮拜せしめて思想信仰を統一せんとするのである。然し宗教は議論してつくらるべきものでなくて崇高な人格者の信念から生れるものである。此の如き、人が神の仕事を犯す越權行爲が失敗するは當り前、依て一七九五年に出來たテルミドル派國會の實際主義的憲法では宗教の自由を認め、ついで一八九七年には九十餘人の高僧を巴里に集めて宗教會議が催され善後策を議した。そして此の頃から革命の完成者大ナポレオンが出現したが、彼は固より教會に好意を有せず、一七九九年法皇ピウス六世が遷化した時には、後任法皇を立つべからざる意見を持つてゐた。然しそれが出來ぬと、新法皇ピウス七世に會見し「宗教は倫理的行爲の標準として世俗統治に頗る適切必要なものなり」といふ唯理的實利的精神の人心を支配する近代革命佛蘭西に相應しく歪められたる宗教解釋の原則を認めしめて了つた。乃ちカトリック教を再び國教と定め、官廳の日曜も復活したが、それは飽までも宗教を政治の道具とする解釋の下に於てある。かるが故にその後三年して（一八〇四年十二月二日）帝位に即く時には、典禮を莊嚴にせんが爲に法皇を羅馬から呼んで祈禱はさせたが、冠を頭に加ふることは傳統を破つて自らの手を以てした。蓋し今まで神の仕事と考へられてゐたが人間の仕事と信せらるゝやうになつたのである。こんな世の中には理屈に合政ひ用に役立つものでなければ教とするに足らない。宗教は全く國用化し爲政者の御用物とならざるを得ないのである。

我が明治維新も甚だ之に似たものがある。賴山陽・會澤憩齋・平田篤胤等はボルテイル・ルッソウ・モンテスキューにも比すべき役割をつとめた。唯理的・功利的論據に基く彼等の排佛説は先づ神佛の分離・寺院の廢合、僧侶の還俗、寺領の收公といふ形になつて實行されて來た。彼に舊宗教を一切否認して道理の宗教を創めたことは、此に於ては切支丹はいはずもあれ佛教儒教を否認して新しく大教なるものを製造せんとしたことゝ全く符節を合するが如きものである。更に又その一夜造りの新宗教政策が失敗して加特力教を認めたことは、宣敎使が教導職と變るにさも似たり。況や此の時に當つて羅馬法皇に宗教は倫理的行爲の準則として世俗に役立つために存立すると公認せしめたことは、我が各宗管長以下に三條の教則を奉戴せしめ、加ふるに十七兼題なる治政翼賛の説教をなさしめたると更によく似てゐる。看來れば宗教はかくして全く爲政家の道具化されたのであるが、惟へばかかる無力無權威の時期を経ねば舊政治の支柱であつた位置から新時代に適應するものゝ轉身は出來なかつたのである。

事實をありしがまゝに領解し、その領解の上に事實が歴史世界にもつべき意味を討ねるのが歴史家の職分であらうが、とすれば歴史家は甚だ冷かな動物である。彼の維新狂瀾の時代に於ける各宗門當事者特に東本願寺の苦しき立場とそれに續いて盡した天朝奉戴・新政資助のための努力辛酸をかゝる一言に評定し去らんとは。然しながら歴史家の持つ時代といふ言葉には、その時々に活きて

ゐたあらゆる人間のこゝろと血液とが動き廻つてゐる。一擧手一投足にも全世界が關係してゐるやうに考へ勝な人間が、その命をも捧げて戦つた内容が考へ込まれてある。隨つて一句決して冷かなものでもない。

かう云ふ心持で獻金穀・門末教導・宗政刷新・僧侶教誡等を見ると、廣い國家社會或は人間世界の全體に關涉する宗門のはたらきが展開せられ、宗派なる特殊團體が佛菩薩の聖業に參同した實景を目撃させらるやうな氣分で研究に従ひ得る。大派威力院義導の天恩奉戴錄（全一冊、明治紀元十一月刊、別に附錄一冊、明治五年十月刊あり）の如きは此點で特に興趣が深い。乃ちその冒頭の文句を誦讀しても

這般^{コタビ}イトモカシコキ 叢慮ヲモテ萬民撫育ノタメニトテ 御一新ノ趣幾重ニモ尊クアリ。カタ
ク存ジ心ニアマリ身ニアマリ不敏ヲワスレテ筆ヲトリ己ガ奉戴セル丹誠ヲアラハシ普ク有縁ノ
人ニモ告シラセテ諸共ニ 天恩ヲ仰ギ奉ラントス。ソレニツキ先初二近ク方今ノ形勢^{ギヨウザイ}ニヨセテ
朝恩ノ重キコトヲ示シ、次ニハ心地觀經ヲ出シテ 至尊ノイヨイヨ至尊タルコトヲ愚蒙ニシラ
セント存ズ。

と、まづこんな調子である。これを二年前に著はされた西派美濃專稱寺僧純の國恩辨などゝ比べたならば、その論旨に水火の相違を見るであらう。そして此の調子はすべてのものに現はれてゐるのである。

かくて東西とも宗主の御諭達を始め、頻繁に門末教誡の達しが出たが、それ等は之によつて勤王報國の忠誠を表はすと同時に之によつて佛法は國益であり、僧徒は遊民にあらざるの實證を示す護法の志を竭す意味もあつた。だからいつも僧侶は行狀堅固に慎み、學事をつとめ教導に心懸けよといふことが繰返して說いてある。元年四月二十五日西の重役から末寺僧侶に出した諭告の如きはその代表的のものであらう。即ちその要旨を引かんに、「抑浪華行幸の御儀は萬民の人心を安んせさせられる御趣意であるから、愈以て勤王報國の志を忘失せず、法主様勤王の御意を奉じ、僧分の本意を基として誠忠盡力致すべきは勿論であるが、當今の時勢にありても御法儀安穩に弘通出来るのは全く王法の御威徳御仁慈の餘澤であるから、猶更王政御一新の御趣旨を辨へ懈怠に流れず天下遊民の譏議を招かず、眞宗興隆佛法增輝する様專一に心得べし」といふのである。こんなところから勤王と護法とが合致して僧徒の態度を決し奮起を促すので、佛說及び宗義に於ける世俗的方面が事新しく研究の對象となる。前述西派針水の今家王法一致論(辰九)、他經護國文據(巳六)、東派義導の王法政論經略註などはその方面的の代表的なものとしてよからう。そして更に進んでそれ等を實踐に結び付けて、說法を此世のこととに、より強く關心せしむることも始まる。勿論これは他宗も同じてあつて、二年五月十七日日蓮宗より提出したる民間教導許可歎願の建白書案にも、朝廷より天下諸寺院へ御下問の内案として

一、佛氏本 皇國ノ民ニシテ 唯佛ヲ尊ムハ 國恩ヲ忘ル、ニ非耶

一、佛氏圓頂縑衣ニシテ出家ス、其學ブ所何物ゾ 人倫ノ外別ニ道アリ耶

一、政教本一途ナルベシ、佛氏政ヲ外ニシテ教ヲ立ル故ニ國害ヲ生ズルニ非耶

一、佛氏破執悟道以テ本旨トス、破執悟道何ノ妙處アル耶

一、福田因果ノ說古今過弊ノ生ズル處、佛氏尙利益アリトスル耶

といふ五條をあげてある(辻博士日本佛教史之研究續編所引、江東雜筆による)。東本願寺では元年十二月二十九日門末教育の方針として

一、朝夕 天朝之御洪恩忘却致間敷事

一、切支丹宗門御國禁之御儀堅相守可申事

一、其所領之地頭江對シ龜略之儀有之間敷事

一、諸神諸佛共必おろそかに致間敷事

一、内心には他力之信心を深貯候事可爲肝要事

一、忠孝仁義之道厚相守可申事

一、御門末之内御名正しからざる 御本尊御名號等安置致間敷事

一、僧俗一同我慢勝他を先立萬事不正之舉動有之間敷事

明治初年に於ける東西本願寺の立場と護法の爲めの動き

の八ヶ條を達したが、更に此年六月二十三日には、佐渡廢佛に對する反對陳情をなすと共に、洛陽及び在京僧俗を寢殿に召集し、「方今之形勢ニ付テハ一宗ノ教示實徹セズバ勤王護法ノ道立ガタク、加之外邪侵入シテハ實ニ一山ノ職掌ニカ、ハリ、殊ニ先般從^ニ朝廷^ニ門末教育ノ義、厚キ御沙汰ノ趣モアレバ等閑ニ差置ガタク、深ク之ヲ苦心ス」云々の直諭をなし、且つ諸國末寺一般に左の掲示をなさしめた。

制

一天恩を奉戴し國制を堅く相守可申事

一佛祖の御崇敬を始め御寺法大切に相心得、勤行怠慢不可有之候事

一門徒の教育油斷有間敷事

附御差向の外他國僧招待禁止、法席にて漫に勸財すべからざる事

右堅可相守者也

明治二年巳六月

尙此日御直命の御趣意書を下間治部卿が拜讀披露し、更に板行分配したのであるが、それは舊弊芟除を旨としたものである點に於て特に注意を要する。即ち左の如し。

今般宇内一新之形勢ニ付於、御本山モ舊弊御一洗御一宗之御佳範堅實ニ被爲建勸、王護法之御

職務御貫徹被爲在之度 思召候然ル所此時ニ乘シ邪教侵入時々及蔓衍候事御宗門之大患眼前ニ
遮深 御痛心之御事ニ候斯ル御重任ヲ被爲荷候折柄御門末之面々豈傍観シテ因循ニ日ヲ送ルノ
時ナランヤ此等ノ次第厚ク敬承有之師恩報德ノ忠節ヲ抽銘々盡力ノ所存被申出候得ハ可爲 御
本懷候サテ僧分タルモノ左ノ件々服膺可被在之候

一、自己之安心正義ニ住シ門徒之教育手弛無之儀勿論之事此折柄聊油、斷有之而者誤而邪教ニ陷ル
者モ可有之哉此事件深懸念可致事

一、職分之修學此形勢ニ憤發シ一倍勉勵可有之候時弊ニ乘シ他門ヨリ自然反對論之砌相當ノ學殖
無之而者一分ノ耻辱ノミナラス御法威ニモ相拘候得者學業内外ニ亘リ研究急務タルヘキ事

一、王法ヲ本トスルノ御宗教尙更大切ニ存シ外護ノ洪恩忘却有間敷事尙亦仁義忠孝ノ行狀僧分タ
ルモノ一段篤厚ニ無之而者人心ヲ感スル事不能然ル時ハ自ラ教導モ不届哉ト深 御案ジ被爲在
之候事

一、護法場御開席有之衆議公論ヲ盡シ人材登庸之道ヲ被爲立候間其材能ニ應シ御採用被爲在候間
和合ヲ本トシテ各其分ヲ可被盡事

一、多年驕奢懶惰ニ靡キ其職ニ疎キ而已ナラス放逸無慙之族モ可有之歟速ニ悔悟シテ自新ノ思ヒ
於無之者取調ノ上其罰可被爲行事

右之條々篤與勸辨可被有之候詮要者上下德ヲ同シ行ヲ勵シ真宗ヲ富嶽之安ニ置法流ヲ四海ニ隈
ナク御弘通被爲屆候様念精ヲ可被盡候苟モ其人ニ非レバ其道行ハレスノ道理ナレバ自行化他僧
俗共ニ御門末ノ一分タルニ不耻様可爲專務候尙 御本廟御守衛ノ儀者懇念ノ上ヨリ厚ク被申談
候様深頼 思召候事

巳六月

その後十月晦にも僧分教誠の御書立を發布せられ、それには御教示規則なるものと、法談規則な
るもののが附してあつた。その教誠は一、王法爲本の心得、二、安心決得の心得、三、門徒教導の心
得、四、護法闡邪の心得の四科に亘り、方今一新の際に猶時勢を辨せず、舊弊を改めぬものある由
甚だ慨嘆である。元來佛法の棟梁たる坊主分は、自行化他、行狀篤實にして學問研究が第一であ
る。然るに放逸懶惰、且當流に於ては學問は不要のやうに心得てゐる輩もあるとか。依て爾後は此
の四科を以て逐一取調べ、褒賞治罰の處置をするといふのであつた。そして擬講(講代 岩中嗣)を講者、寮
司を副使として各地に趣意演説の爲出役せしむるから、その後國々に於ては監察役を定め僧分を吟
味せよといふのが御教示規則、第三の法談規則はその吟味取締上の注意事項ともいふべきもので、
一、安心教相研究の爲め學寮はあるのであるから、懸席入學して正意の軌轍を得、其上にて和漢の
典籍に及べ、二、佛法王法双輪兩翼の心得肝要なり、三、たとひ内外の經史を涉獵せりとも護法護

國の志なく、無道心不行狀のものは法談堅く禁止、四、専ら名聞の爲に異様の風俗を裝ひ、或は席上にて自讚毀他し財利を貪るを本とする者は見聞次第法談堅く差止むべし。五、御本山より一廉の御用も蒙らざるに御内命・御教懸りなど、詐稱する者は所罰すといふのである。辻善之助博士が言はるゝ通り僧侶の覺醒といふ事は神佛分離廢佛毀釋運動の齋した利益であるが、その本願寺側に於ける運動と見て此等は甚だ興味がある。といふのは上記は皆本山からの指圖であるが末寺からも例へば二年六月には豊後日田の法中から「方今ノ形勢追々切迫、實以危急存亡ノ節、忘己盡忠ノ秋」と思ふから取り敢へず舊弊一洗ノ爲本山より貰つた位階を返上し、諸事其れに準じて節約し護法專一に修學したいとて、

一、勤王報國第一之事 御代々御撻の通り報國の思で居るけれども、尙形勢に付ては殊更是迄の餘弊にて教導も糊口の爲めと心得て居る輩もあるから、屹度相改め衆庶王化に歸し全國民心一致する様に丹精を抽でたい。

一、修學研究之事 邪教潛入容易ならざる時であるから宗乘は勿論國典漢籍洋書等其任に應じて研究し、耽學の者には資糧も給したい。

一、舊弊相除可爲節儉事 家内一同衣類は絹物一切用ひず、法衣は半日布木綿たるべし（無據重き法用は格別）。無用の家屋は相除くべき事。

一、護法之事 豫て佛法を以て皇國を守護し奉りたる處、方今邪教蔓延人心蠱惑の時節故、御國體と共に死生を期し斷然洋教を拒絶し不惜身命皇國の爲に勸王護法したい。

一、諸宗一同懇懃互扶助可爲和合事

の五ヶ條を東本山に願出でて聽許された。また明治三年夏と思ふが、金澤藩下の寺院が連合して教院をつくつた時藩廳へ出した願書には「數百年來太平之砌恩澤ニ浴シ候者縉素相同トハ乍申、就中僧者人ヲ化スルヲ以功トス然ザレバ遊民ト國史ニモ出仕候ヘハ不堪恐肅、然ルニ方今ノ時勢ヲモ不顧、放逸惰弱ノ僧不少、依之諸宗有志ノ僧侶日來頼ヲ蹙メ歎息仕候。何分護國ノ教化萬民ニ徹底不仕ハ僧徒ノ不律ニ根基仕哉ニ存附、兼テ僧中嚴律ノ規範相立申候事ハ所詮上ノ御威光ニ非レハ行レ難ク、依テ學課表等左ノ通相調エ奉伺候」云々と趣意を述べ、次に學規を定めたる中には左の如き條項などがある。

一、學階九等以上ニ分チ住職は五等以上ニ相許申度事

但幼齡等ニテ學業熟セザル者ハ監寺出納等ヲ置キ代理セシム、代勤モナク自己ノ學業モ無之モノハ僧中ノ秕莠佛門ノ邪魔則國家ノ蠹賊恐入候義故三州ヲ放逐致候事

一、五十才以上ニシチ學業無之モノハ爾後ノ勤學ニ難相勵候ニ付其機ニヨリ院中ノ吏職ヲツトメ
シム 但更才オモナキモノハ隠居セシム

一、圍碁將棋琴瑟ノ類一切玩具等院中堅禁止ノ事

一、十字牌ノ法ニ倣ヒ五ヶ寺一組トシ律ニ背ク者ハ組寺ヨリ可申出、相祕シ他ヨリ洩聞候ハ、本人同罪タルヘシ

但律ノ義ハ朝廷ヨリ被仰出候制ハ不及申、各宗夫々ノ法則律法ヲ其宗ヨリ僧子院へ調ヘ可差

出事

一、一切勸財ケ間敷義堅禁止、密ニ似寄候義アリテモ財物ノ多少ニヨラス擯出可致事

一、近世說法ノ話鄙俗ニ陷リ法教ヲ賣弄シ天憲ヲ侮蔑スルニ似タルモノアリ、故ニ法話中ハ一錢モ受ケス且教官以上ナラデハ授法ノ師タルヘカラス

一、春秋試場相開キ科目ヲ分チ試験致シ以テ黜陟致度事

これは勿論諸宗聯合のことなれども、由來真宗寺院が九割以上を占めてゐる北國のことである。

その心して見るべきであらう。ところが此頃は此の藩にも廢佛の氣動き、三年正月來長崎在浦上の切支丹教徒の教諭を命ぜられてゐた本誓寺などが十月には解囑された。その少し前の八月晦東本山では命により講者中から真宗規則なるものを上つてゐるが、初から「凡立教開宗之大綱ハ總ジテ淨土三部ノ妙典、三朝七祖ノ論釋ニ依憑シ別シテ釋尊出世ノ本懷タル無量壽經ヲモテ正依トシテ安心行業・自行化他祖師更ニ私ヲ加ヘズ、全佛說ニ順シテ末世相應ノ要法ヲ唱へ在家易修ノ一門ヲ開玉フ

處ニシテ心ニハ彌陀ノ誓願ヲ信ジ念佛ヲ行スルヲ要トシ身ニハ王法ヲ本トシ仁義ヲ先トシテ敬上慈下五倫和合スルヲモテ務トス。斯乃一宗ノ規則ニシテ皆悉無量壽經ノ說相ヨリ出タル處ナリ」といふ書出しで、純ら人道を守るの宗軌なれば、一、佛法王法相離れざる次第、二、仁義禮智信の五常は五善と符合する事、三、皇國の神明を敬重し奉るは祖師以來の宗風なる事、四、他宗他門を誹謗することも祖師以來の嚴制なること、五、僧侶の行狀如法篤實なるべきこと、元來我宗にては戒法を論せざれば誤て肉食妻帶の宗風に泥み行狀宜しからずと王法にて恐慮し玉ふ故に僧侶互に策勵し試験して身を慎み行を正くし、最學問研究を急務とし國家の遊民素餐の罪人たるべからざる事、六、自行化他は佛門の通規なれども我宗にては別して職分とする處なれば、能く在家の男女を導て因果應報止惡作善の正理を説諭し、愚婦に及ぶまで王法仁義の道を守らしめ、學問の力を借らずとも帝の則に順ふに至らしむべし、七、破邪顯正も亦佛家の通談なり、方今海外の天主邪蘇邊海に浸淫し民心を蠱惑する故に僧徒各粉骨して渠が邪幢を摧き國家の災害を除くべしと七ヶ條の眼目を立てゝ護法護國の方途を明にしてゐる。そして翌四年十月闡彰院横死當時懷中の建白書案には

一、今日ノ僧徒遊惰素餐ニシテ、一己ノ安逸ヲ甘シ因循ノ舊弊ヲ脱セズ、コヽヲ以テ稍スレバ排佛ノ說行レテ宗教ノ礙トナリ、下民或ハ疑懼ス、隨テ邪教蔓延ノ萌芽アリ。臣等切齒慷慨スル所コヽニアリ、今ヤ諸末寺ヲシテ鄉校トシ、僧徒ヲ策勵シテ書算ヲ授ケ農桑ヲ勸メ、神儒ノ二教ヲ

講究シ往々西洋各部ノ文籍モ通覽シ、文明開化ノ域ニ向ハシメ、釋氏ノ面目ヲ改メ、ントス云々。といふまでになつた。「皇國ノ道ト釋氏ノ道ト冥契スルトコロヲ以テ」宗旨としたといふ真宗は、かくの如き筋道を以て國用たるの實を示さんとするのであるが、それが又斯くの如く宗團の革正、僧侶の反省——即ち舊弊一洗といふ形を取つて現はれた所に維新變革の特性がある。

一〇、闢邪運動・佛法國益

ところで此等宗門の自覺に於てその職分の一條件として特に強調されたものに闢邪なる一項目があることは既に今まで引いた史料で十分に察知せられたであらう。げに他宗他派を非毀するなど戒めてもこれ丈は「破邪顯正は宗門の規範也」といふ名に於て命令するのである。然り而してかかる矛盾は、基督教は國害なりといふ三百年の傳襲を持つた國民的信念の背景に於て無條件に解消されてゐた。慶應の頃西派學林にゐた越前敦賀の越溪から針水へ送つた書狀中の、「當時民衆ハ海防ヲ専ラニ仕リ候時勢、僧分ハ邪教ヲ防ギ可申時體ニ候」といふ言葉の如きは、かかる立場を尤もよく證據立てるもので、かくて闢邪こそは安政以來まことに僧徒第一の任務と考へられ、明治になつても條約改正内地雜居の實施された三十二年頃までもの長い期間、僧徒努力の核心問題をなし、活動の中心問題をなしてゐた。夙くは本山學寮に於ける青年僧侶の奮起から、東西兩本寺の盟約、法嗣連枝傑僧の洋行、教學の振興まで悉くその意味の籠つてゐないものはない。曾て聞いたことであるが、

井上圓了・徳永満之が哲學を修め稻葉昌丸が進化論を専攻したのも全く破邪の動機に出でたものだといふ。又單にさう言ふ學問的・思想的立場からのみでなく、之を政策的に見ても當時國民の上下を通じて國害と信じ邪教と臆斷してゐた基督教の破斥防護に努力することは、已れも亦異國の邪道なりとして排斥せられつゝある佛教にとりて、聊かでもその國用となり政教を翼賛するといふ活きた證據を示すことになるので、特に聲を大にしてその害毒を述べ背理矛盾を検出し、それを却くることが國政當面の最大緊要事なりと呼號した趣がある。かの「佛法護國論」や「闡邪大義」以來の護法護國は一致するものなりといふ主張はかくして明治前半期を通じて佛教界の運動に根本方針として採用された論理であつた。乃ち茲に於て顧ひ來れば、大政復正當時の獻金穀を手始めにその後の色々な佛教界の報公國事の事業が、殆ど悉く受身で強制せられた結果に出づる傾あるに對し、此のことは自奮自起、身を挺して全力を傾倒したかの感があるのはかかる理由があつてのことであらう。而して之を功利的方面から見ても佛教が極く少數の人からでも存在を是認せられしこと、及び彼自身に於ても開明日本に適すべき新教育新組織の上に研究宣説せらるゝやうになつたことは、主に此の運動の齎した結果である。闡邪運動は所詮明治前期佛教界活動の中心問題であり代表物であつたと言はねばならぬ。

闡邪運動については斯くて言ふことが多く、實は當日の發表はそのクライマックスである明治二

年十二月の長崎に於ける政府の浦上教徒三千餘人の配流時に於ける兩本願寺の出役僧、唯寶寺良巖・勝願寺慈影等の活動を中心としたのであるが、餘り長くなるからその經緯は後日に譲り、茲ではそれ等運動の主要目的の一たるし佛法國益の直接的な究明にはやく筆を移さう。蓋し是はこれから國益たることを證明する運動と並行して、過去に於て國益ありといふ辯解をするのであるから、受難期に現はれた佛教の文化史的考察なりとも見られる。

慶應四年八月早くも名古屋藩では配下寺院に對して各宗の風儀を諮詢したらしいが、此の時神森村養源寺の空觀が遠來の朋との問答に擬して所信を記し呈上したものに「國益三契夜話」がある。先づ第一番には神佛關係で「此の宗は神國に住しながら神を安置せず、又祈らざるは神明を蔑如し國害を拓くものにあらざるや」といふ問で、之に對しては「太神宮は天子一人の祀らせ給ふ處にして平人の民屋にて祭るは畏い、且つ神明は佛陀の變化にして體より云へば天上の月と水中の月の如し、體は一なれども相には別あれば佛を閑きて神を祭る理なく、また佛を祭れば神を祭ることゝなる。且つ當宗は王法を本とし、國家報恩の志より念佛するものなれば、強ちに現世の福を祈らざれども自ら祈ることになり、それ故に本山は勅願所と申し傳え來れり。大經に五善を勧め五惡を懲めてあるが、此の五善は即ち五常である。だから大經は倫常勸化の教で、王法佛法一雙とあるは即是である。實にや佛法の正理は今日の急務にして強ちに天竺の佛法に非ず、我日本の教にして、就中眞宗

は五常の儀を教ふる國家安民の良法であり、これこそ佛の正理に契ひ神明の尊慮に合し、王法の掟を資くるものである」かういふ趣意であるが從來說き示されてゐた眞宗の神祇觀王法義をよくまとめてあると思ふ。

その翌九月西の司教光昭寺針水は「今家王法一致論」なるものを書いた。多分何處かでの講案であらうが、内容はさすがにしつかりしてゐる。これも問答體で、先づ阿彌陀經の内題は佛說諸佛阿彌陀三那三佛薩樓佛檀過度人道經とあり、略して云へば阿彌陀佛の人道教といふころであるといふことより、平等覺經に彌陀觀音勢至と對座して十方法の佛事を論議し本師法皇の政論をなし給ふ所があるが、その政論は決して當來往生成佛の一事のなく、世間の人道を議し、衆機を調熟し仁義禮智信の道を開かしめられる。蓋し觀音は眞諦門の究竟を顯し寶冠中に本師彌陀を頂き給ふ。勢至は世間の要道を教へ給ふ故に寶瓶中に父母の舍利を頂てその恩德の廣大なることを知らしめ給ふ。

されば觀勢二尊は世出兩道の二德を助化し給ふ身輪說者、彌陀如來の利生は實に過度人道の心である。それは大經下卷の五善五惡段に於て究まり、天下和順日月清明の現益が溢れ修德興仁務修禮讓が必然として至るといふのである。

此の兩家の説は殆ど時を同じうし、戊辰早々の際であるから、在來の主張を繰返すのみ、未だ切實のところがない。然るに己巳・庚午となり廢佛の鋒鋩大に露はれ特に神祇官宣教使に大教宣布の

背景ありて僧侶の試験を强行するといふまでになると、こんな獨りよがりの顯正振りのみでは利かなくなり、又通らなくなる。従つて破邪の英氣も必要となるし、神佛本迹の土臺の上に説く如き建て方は放棄せられた。香山院龍溫の「宣教十二題聞書」には、佛法國家に於て無益なりといふ難は方今排佛家の信念である。特に儒輩は經濟を以て論するが、その源は佛法が荒唐無稽の説をなすといふ點にあるとて本末まで見透して居り、而も方今の時勢はたゞ眼前の利のみを先として物を見せねば承知せぬといふ折柄なれば、佛法國益を申立つるは容易のことにあると歎じてゐる。だが結局はコレニ付テ此國家ニ益アルコトヲ如何シテ辨スヘキ哉ト云ニ、惣シテ佛法ノ上ヲ論スレバ、此法世ニ留ラハ諸天善神モ此ヲ加護シ又國土ヲモ護リ玉ヒテ災ヲモ除キ、又佛法中ニハ惡ヲ止メ善ヲ作スマ大綱トスル故ニ自ラ國家ニ益アリト言フヘン

といふに落ちるのである。たゞそれを、淨宗徹定上人の「十二問答」にも神儒の道は廟堂臺閣にのみ行はれ、佛法は兼て民間草野至愚痴頑の者と雖も四恩の重大なることを訓へて遺すなしとある如くに、之を神儒兩教に比較して佛教教化の潤すところは目に一丁字なき愚婦にまで普及するのであつて、「今更ニ學校ヲ設ケ讀書集メテ道ヲ説ケ教ル如キ手狭キコトニアラズ儒者神道者ナドノ教ルコトノカナハザル愚夫愚婦ノ末ニマヂテ至テ一人モ不殘人ノ道ニ叶ヒ帝ノ則ニ契ハシムルハタゞコノ眞宗ノ教一ノミナリ。此ハ眼前掌ヲ見ルガ如ク明カナルコトナリ」とその特益を主張するのである。

然し眞宗側で佛法國益の義を最も詳細に明したのは東派播州祐光寺松原深明師の「十箇條論題辨釋」である。此書奥には慶應戊辰初春とあれど本文中に去る戊辰の秋とあり、且つ内容より見て明治三四年以後のものと思はれる。先づ佛法國益なる難問の背後には佛教巨害・天下遊民・僧徒不律・佛法無益の四重の難存し居り、之は更に人に約する遊民の難と法に約する無益の難となる故に詮すれば所弘の法國益あれば、能弘の人も國益ある一點に歸す。今佛法巨害と言ふは、諸惡莫作衆善奉行自淨其意の義を知らざる者、特に眞宗にありては明信佛智を勧め不了佛智を諒むる眞諦門と五善五惡を勸懲する俗諦門とを知らざる者の妄説である。僧侶を天下の遊民と難するも、僧は四民の外に居する形跡にのみ拘はれて、四民は所治の人たり僧侶は能治の人にして、此の正道を知らしむる教化者なくんば一家齊はず一國治らず天下潰濫して上に有ても常に危く、下に在ても恒に愁て安き時なきことを覺らざる者の仕わざである。然し不律亂行の僧侶は天下の遊民國郡の大害佛家にも怨敵僧中の仇讐である。かゝる獅子身中の虫は何ぞ他の責を待んや、速に佛城より兵を出し鼓を鳴して之を攻め嚴廻に處して可なり。されどよく思へよ、そは實に其人の過罪であつて正常の僧侶の罪ではない、況んや教法そのものに於てをや。若し夫れ第四の教法を辨通せば、難者或は現當二世の益は神儒二法を以て足る、何ぞ佛教を要せんやと主張すれども、神儒二道は中人已上を化して下愚に及ばざるに佛教獨り智愚を簡ばず善惡を隔てず、廣く五乘を攝して漏洩あることなし。元來教法を

垂るゝは正見に處する者の爲でない、邪見に墮する愚魯を正路に向はしむる爲なるが故に佛法こそ最も勝れたる教である。譬へば今人ありて瞽瞍盜跖の六殛を免れて五福を得、回牛夷齊のそれぐゝ短命惡疾微食餓死するに至りしを聞き、而して人死すれば靈魂飄散して當有あることなしといふ儒說を聞かば、愚人は周公孔子は天を欺き人を誑す惡人なりと言ひ、惡人ならば造惡何ぞ恐るゝに足らん、子を膾にし強賊家業となすとも今世を榮華にし一旦を榮耀に過すこそよけれと思はん。決して我が三世因果善惡報應の理を以て勸懲すに如かず。また神家の說では心だに誠の道に叶ひなば祈らずとも神や守らんといへども積善の人も天にして貧なるあり、暴惡の者も壽にして富なるあり、或は忠烈にして殃禍あること正成の如く叛逆にして幸福なること尊氏の如きあり、これいかん。況や伊弉冉・素盞鳴の二神さへ根の國に沈み給ひしと言はゞ我等凡夫は免獄昇天することある理なしと思はん、佛教の壽福貧富は前業の所感にて此の機によりて神明に施權門顯實門の二途あり、凡情同居の前者より云へば理に戻り道かず、又二神の根國行きも神明に施權門顯實門の二途あり、凡情同居の前者より云へば理に戻り道に違へば根國に沈み給ふ、されどこれ勸懲のためなり、されど顯實門より云へば伊弉冉は香取大明神素盞鳴は出雲大社にして心に眞理を證し身に自在を得給ふ故に墮獄なし。應に知るべし佛教は神儒二道に優れることを。以上は諸宗に通じての論であるが、別して眞宗に約して言はゞ、當宗の教示を受くる如實修行の行者は其身愚昧の男女たりとも、佛廻向の信德によりて現益を受くること究

りなとして、現世利益和讚に據り十種の益を示してある。即ち心不動益・意不慢益・觸光輒益・知恩惠益・樂得生益・了三世益・施仁慈益・行化他益・守倫常益・適神儒益である。そして大谷の流に沿する輩は現當の利益神明の擁護疑なし。知んぬ、これ天長地久育民の瑞なりといふ例の文書で結ぶのであるが最後に更に出得益實驗の項目を立てゝ一に排魔斥賊益、二に降雨普潤益、三に七難消滅益、四に天下和順益をあげ諸經論よりその例證を澤山引いてゐる。

元來深明の謂ふ十箇條は、宣教使の所謂十二題や真宗局の宗義別論八題を合様したもので隨つてこの佛法國益の條には鎮護國家・現生十益の項も加へたこゝろで辨通してゐる。則ち國家的教化的見地に立つての護法論としては最も詳しく殆ど佛法特に真宗國益の理論を悉した感がある。尙之を龍溫師がヒントを與へて居る如き經濟的世俗的意味では後に諸宗連名の建白があるがそれは大教院から真宗が分離脱退した後であり、名を列ねてゐないからこゝに觸れぬ。

一一、政教分離運動

以上略々明治初年の疾風怒濤期に於ける兩本願寺護法運動の大勢を叙し了つたが、最後に大教院分離を建議して恰も半身不隨になつてゐた佛教を蘇生せしめ、やがてその信仰をも回復せしむる新路を開いた事件を概見して本稿を終らう。

勿論此事は主として西本願寺側の活動であり、その功績も噴々傳へられてゐる故に、極めて簡略

にするが、それには先づ真宗が神佛分離や寺領沒收・境内地取上で打撃を受けしことの少かりしこと、西本願寺は初より勤王護國の色彩強く、新政府要路の政治家に交深き僧侶の多かりしこと、歐米宗教制度の視察が政教分離・信教自由の正しきことを主張する勇氣を與へしこと等を擧げ得る。

而して既にかの明治元年六月に於ける、神佛分離は廢佛毀釋の思召にあらず、佛教はその道を以て人民を教化せよといふ太政官の御沙汰も先づ西の運動によつて得られたのであるが、全國諸地に於ける廢佛事件が最も盛なりし三年秋冬に寺院寮の設置を建議嘆願し、民心の動搖に反省を加へ初めたる政府をして終に之を採用せしめたのも亦西である。即ち彼の派の英衲島地默雷・大洲鐵然が、明如上人の命を受けて、三年八月東上し集議院に建議したところは、

皇政維新の折柄凡百の事件悉御改正之令下り、積年の陋執一朝洗除、億兆鼓腹之盛運を奉賀候事は、偏に其官司を御設被爲在、賢良上に在つて督責御嚴重の實と感戴し奉る。然るに寺院の義のみは別段官司御立も無之、弊風改正の御沙汰も不奉蒙、本山にて聊其の基を建てるけれども諸藩府縣の御處置各々不同があり、草野の間流言も飛んでは自ら危疑惶惑の情を抱き何となく取締も行届き難い。だから乍恐寺院の爲に別に一局を被爲立、諸宗の内諸科に通曉せる英才を撰び、一同奢侈懶惰、誑誘貪利の弊を洗除し門下の蠢民に至る迄宗意を以て忠孝節義を勉勵し大義名分を誤らざる様勸誘可致旨被仰出、聊にても御國害になる儀は斷然御芟滅あらせられ、

無用の堂宇、結構の寺院合併等の件は總て御委任被爲在候はゞ、頑愚の僧徒疑團水釋して、皇天罔極の御仁慈を奉感佩、各々奮勵不吝悔過民心安堵の一端にも相備り、自然御政治の小補にも相成り申さう。

といふのであつた。此議に端を發して閏十月には民部省内に寺院寮を置かれたが、何分廢佛の怒風吹き捲つてゐた際とて、直接外護の效果を見た譯ではなかつた。依つて明如上人は更に黙雷をして宣教使を教部省とし、僧侶も庶民の化導に從事せしめられたしと嘆願建議せしめられたが、之と同時にあらう、興正寺攝信上人も同様の建議を集議院に出して居られる。處で之は當時の議會たる左院より、内閣たる正院に出した寺院省設置の儀（四年）などの後援ありたると、政府の對佛教策が必要上緩和を餘儀なくされしとの爲に採用せられて、五年三月の教部省の設置・教導職の任命、而して延いて諸宗會議、大教院の設立とまで發展して、空前無類の國家的教導期を招いたのであるが、然し神官僧侶心學者戲作者までも集つて同じ説教をせよといふのが抑々間違である。道同じからざれは相爲に謀らず、各々その特色を以て唯一無二の信心を體得せしむるのが宗教の本命ではないか。況んや此の精神界の無上信權が、世俗政治上の官權に順便蹂躪せられて、佛法を以て一期至重の安心を得しむる僧侶に、之と全く本質色彩を殊にする神拜供肉の軌儀に則り、神官内部にさへ異義紛糾して歸する所なき高天原黃泉國の教説を以て人に信を獲しめよとは抑々謬れるも亦甚しい哉と謂は

ねばならぬ。だからかゝる宗教の本義を没却せる宣教組織からは速に脱退して、各教それべく已れの本義に歸り、民生を安心立命の境地に導き、以て國法帝則に隨順し現當二世の利益に沿せしむるのが教家の面目である。そして此點に最も早く氣付きてその運動を起したが島地默雷師であつた。

默雷師は天保九年、西派周防國尊照寺に生れ錦園塾萩城學校に學び特に肥後の針水に就いて宗乘を學んだ。元治元年には既に「送葬論」を撰んで藩令の火葬禁止に反対するところあり、爾來その縦横の才を以て護法の爲に華々しき活動をなした。最も文筆に長じ、明治四年には木戸參議の囑を受けて「新聞雜誌」發行のこと與る。五年一月には明如上人代理澤融連枝の輔佐となつて渡歐し各國の宗教制度を視察したのであるが、旅中豫て建白して來た教部省の出現と及び之に伴ふ教導職の任命、大教院の設置等を聞き、その信ずることと齟齬することの多きに慨し、五年十二月には彼地より政府に政教混同すべからず、教則三條の信仰を強制するの非なることを直言建議した。「大教院分離建白書」と題して常盤大定博士が明治文化全集に紹介されしもの之である。その書先づ外遊臣僧默雷稽首頓拜謹んで言すとて、外教日に益し浸淫するの際、教を施すは當に深慮遠謀なるべからず、若し一時苟且の事に溺れ指方屢々變せば民遂に教ゆべからざらん。臣泣血敢て狂愚を獻ず、至仁少しく恩聽を垂れ給はゞ死も亦辭せずと云ひ、其次には

政教ノ異ナル固ヨリ混淆スベカラズ。政ハ人事也、形ヲ制スルノミ、而邦域ヲ局レル也。教ハ神爲也。心ヲ制ス、而萬國ニ通ズル也。是以政ハ敢テ他ニ管セズ、專ラ己ヲ制センコトヲ力ム。教ハ不爾、毫モ己ヲ顧ミズ、一ニ他ヲ益セシコトヲ望ム。其政ノ邦域ヲ局ルヤ、共和國ニ是トスル所ハ立君ノ國ニ非トル所也。專政ノ國ニ取ル所ハ立憲ノ國ニ捨ル所也。彼此各建國ノ本ニ依リ行フ處是非冰炭セリ。教ノ萬國ニ通シ萬人ニ被ル、豈如此ノ者ナランヤ。

各國政體異ナリトイヘドモ其教法猶同シキコトヲ得ル者何ゾヤ。平等大悲陀ト云ヒ愛神愛人蘇陀耶

ト云。卽忠恕ヲ以テ本トシ己レノ欲スル所ヲ以テ人ニ施シ、己ノ欲セザル所ヲ以テ人ニ施サズ、
悲救ノ極財ヲ棄テ身ヲ捐テ以テ他人ノ欲ニ充ツ。此ヲ仁慈ノ教ト云、人奚ソ感從セザラン(若此仁
ハ決シテ教ニ非ル也)。若政以テ之ニ習ハ、豈一日モ國ヲ保タンヤ未ダ自ラ其國ヲ割キ以テ敵國ニ與フル

ヲ喜フノ政アルヲ聞サル也。蓋シ政ハ人ノ通情ニ順ヒ其欲スル所ヲ逞セシム、啻ニ欲スル所ヲ逞セシメバ人々虎狼ノ心ヲ懷ケリ、於是乎法律以テ之ヲ制ス。爾レドモ是一已ノ私欲ヲ抑スルノミ、一國ノ公欲ハ抑ヘザル也、啻ニ抑ヘザルノミナラズカメテ之ヲ勸メンコトヲ謀リ以テ富強ノ功ヲ望ム。各國皆如是ナルトキハ攻伐掠奪至ラザルナシ、於是乎公理ニ基キ通義ヲ履ミ公法ノ制ヲ立テ交際ノ約ヲ定ム。然而其形ヲ制シテ未ダ其心ヲ制セズ、其末ヲ抑ヘテ未ダ其本ヲ遏メザルナリ。於是乎教法初メテ之ヲ諭シ、其心ヲ制シ其本ヲ遏メ以テ虎狼ヲ心外ニ驅レリ。大教ハ

以テ人ヲ善良ニシ政ハ以テ人ヲ勉強セシム、張弛度ヲ得緩急宜ニ適セバ所謂政教相依、文質彬々タル者ト云ベシ。而後國初メテ國トナリ人初メテ人トナルコトヲ得。富強文明自ラ此間ニ存セリ。

臣私ニ以爲ク和漢ノ從來政教ヲ誤ル、往々此ニヨ混同スルニヨレリ。歐人昔日之ヲ誤ル、文化ノ却歩尤モ甚シ、近世大ニ茲ニ見ルアリ、以テ實效ヲ奏ス。臣私ニ之ヲ本邦ニ希望ス。

といふのである。そして教則三條を逐次に駁撃批評すること、「第一ニ曰、敬神愛國云々。所謂敬神トハ教也、愛國トハ政也」とか、「第二章、天地人道云々、臣以爲ク是誠ニ教ノ實ニシテ未ダ直ニ教ト云ベカラズ。夫教ニ宗アリ實アリ情アリ、宗トハ德ナリ、凡教ヲ立ツルノ人言行非常徳衆人ニ超ユ、是人ノ信從感服スル所以ノ本也。……實トハ功ナリ、教ノ用ハ必ズ功アリ、所謂人心ヲ善良トナシテ行事ヲ忠實ニセシム、於是乎人初テ人タルコトヲ得。……情トハ術ナリ、樂果ヲ説キ苦報ヲ談ジ勸懲切實其心ヲ誠ニセシム、……今ヤ教宗・教情始終ヲ棄擲シ、タゞ教實ノ一ヲ斷取ス。奚ゾ民心ニ入ルコトヲ得ン」とか、「第三章、尊皇遵朝云々。臣謹テ按ズルニ尊王ハ國體也、教ニ非ル也、況ヤ復遵朝ハ專政ノ體也、立憲ノ凡ニ非ル也。夫至尊至重ハ國體ノ定ル處、誰カ奉戴拜趨セザラン。之ヲ口ニスルモ猶恐レアリ。若夫政府ノ如キニ至リテハ時ニ衆論ノ失誤ナキニ非ルベシ、逐日人智開明セバ奚ゾ舊日壓伏ノ制ヲ用シ、其教トナスベカラザル論ナキ也」等といふ、先づこんな論鋒である。そして更に

曩ニ歐洲新聞ヲ得、曰ク近來日本ノ開化刮目驚嘆スルニ堪ヘタリ、何ゾ思ハン、此頃政府新ニ彼此ヲ採合シ更ニ一宗ヲ造製シ、以テ之ヲ人民ニ強ユ、顛倒ノ甚シキト云ベシト。臣當時以爲ク是亦外教公訴ノ訛傳ニ同ジト。今ニシテ其説ノ眞ナルヲ知ル、歐人ノ笑彈スルモ宜哉。夫宗旨ハ神爲也、人ノ造作スベキ者ニ非ズ、奚ゾ制度法律ノ衆議ニ依テ相定メ、之ヲ布告スルガ如キ者ナラシヤ。

と主張する。透徹の論、縦横の辨まことに堂々たるもの、而もその内容に洋風自由民權、文明開化の理論と氣分との濃厚なるを見るべし。明治三四年以後は正に明治史上の文明開化期で、西洋憧憬、舊物卑下の漸く甚しかつた時である。この建白もそんな風潮に投じて、進歩的政治家に顧みられたのであらうが、特に實際方面に於ける僧侶の不平が大に之を支持したことは言を俟たないのである。その不平とは、教導職大教院の實情が佛教を振起して外國までも廣めんために教理を研究する學院たらしめんとした僧侶拜命の下心並びに設立の意圖に反して、四神を合祀して佛像を安置せず、その事務所の如きも神官のみ傲然席に臨んで一切の教務を管理し、宛然排佛の基を建て神道のみを宣揚する機關の觀ありしこと、乃至教職の學習院たる趣はたへてなくして民を諭すの説教場たり、而もそれは神官僧侶交互に登壇し陀羅尼題目を勝手に並べ立つる演説場にして、更に一宗專仰の安心を傳ふる布敎宣道の講堂の趣なしといふ點に歸せられる。そして六年七月默雷が歸朝するや、外遊

中相往來してゐた東門の石川舜台師等と歩調を揃へて一方には教部省に數次建言し、一方には專修寺錦織寺に説き、かくて眞宗四派の連合を以て分離を主張し、神道及び佛教各宗の連衡に當り、大論戦の末八年二月に勝利を得ることになった。而して此の一事は前言した如く實に明治佛教蘇生の產聲を擧げ得た時であり、維新宗教史の終末を暗示するエポックメイキングファクトであつた。

——昭和八、二、二十四稿了——